

令和3年度クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 (車両・充電インフラ等導入事業)

充電インフラ補助事業概要

一般社団法人 次世代自動車振興センター

本日の説明内容

I. 令和3年度事業概要について

1. 予算額及び事業の実施期間
2. 補助金申請から交付までの流れ
3. 補助率・対象充電設備
4. 補助上限額(充電設備本体)
5. 補助上限額(工事費)

II. 令和3年度事業内容について

1. 各事業の内容

(参考)設置工事費の補助上限額の算定方法

III. オンライン申請システムについて

1. 過去事業からの変更点と注意点

I-1. 予算額及び事業の実施期間

- **予算額: 総事業費152.8億円の一部にて充電インフラ導入事業実施。**
※充電インフラ導入事業としての内訳は未設定。

- **公募兼交付申請期間**

令和3年5月28日(金)～ 令和3年9月30日(木)

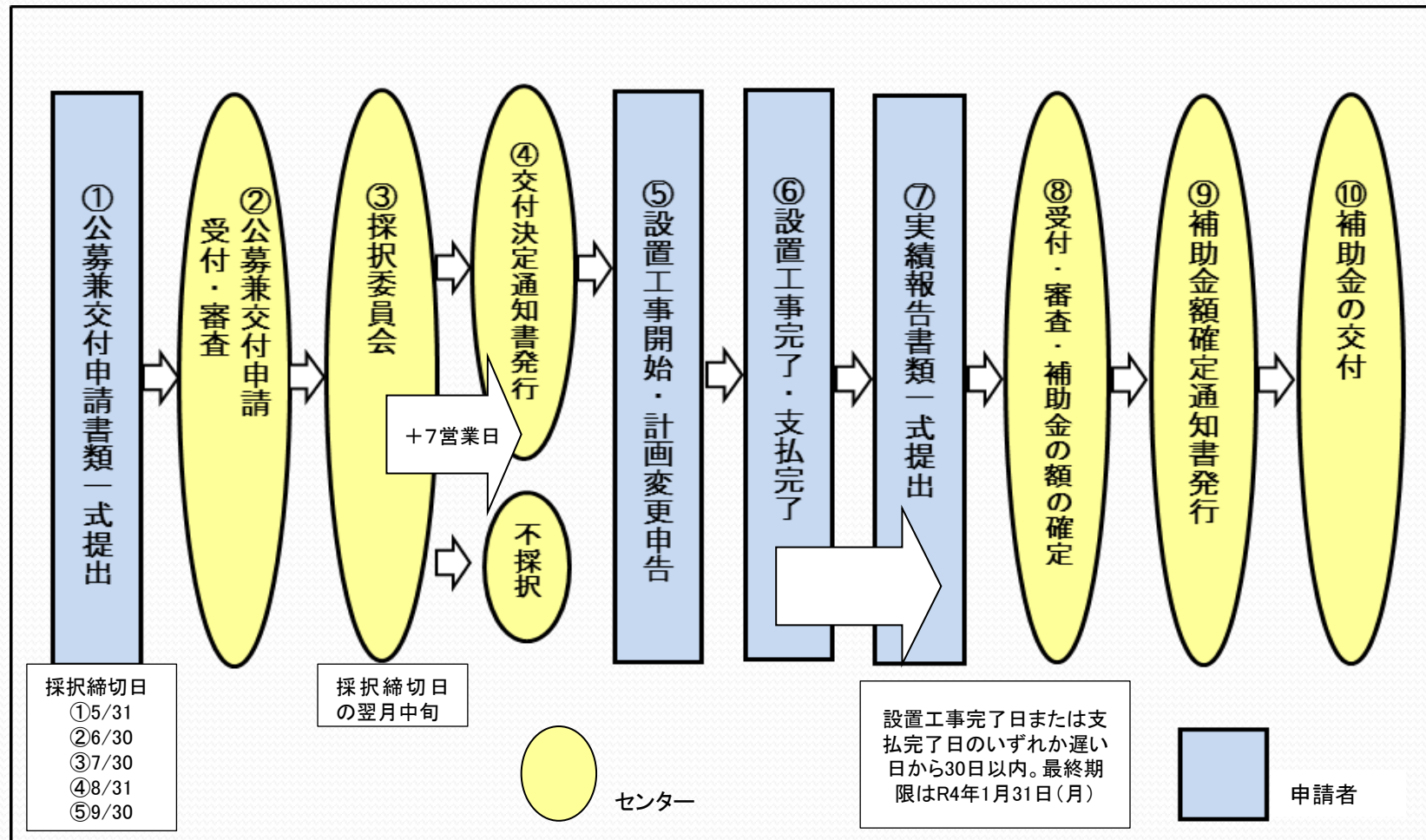
- **採択締切と採択: 全5回(各月末締切 → 翌月中旬採択)**

第1回: 5月31日(月)締切 → 6月中旬採択
第2回: 6月30日(水)締切 → 7月中旬採択
第3回: 7月30日(金)締切 → 8月中旬採択
第4回: 8月31日(火)締切 → 9月中旬採択
第5回: 9月30日(木)締切 → 10月中旬採択

- **交付決定: 採択後、原則として7営業日以内に決定**

- **実績報告提出期限: 令和4年1月31日(月)**

1-2. 補助金申請から交付までの流れ



申請される方は、各採択締切日までに当センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(車両・充電インフラ等導入事業)オンライン申請システム」を利用し、申請データの入力および必要書類をアップロードし、申請ボタンを押してください。(注) 必要書類に不備がある場合や、確認すべき事由または修正の必要がある場合等は、書類の不備を修正するようセンターから連絡します。不備の修正が完了するまで申請は受付されませんのでご注意ください。

(注)令和3年度は、6月17日以降の申請はすべてオンライン上で行いますので、公募兼交付申請書の印刷・押印・郵送は不要となります。

1-3. 補助率・対象充電設備

	施設	補助率	対象充電設備	補足
経路充電	高速	本体:定額 工事費:定額	急速50kW以上	<p>※90kW以上の充電設備は、複数台の電気自動車を同時に充電可能なものに限る。</p> <p>・空白地域とは、公道上道のり15km以内に公共用の急速充電設備がないこと。 ただし、既設の公共用の急速充電設備が撤去されることで、「空白地域」となる場合、入替設置を行うことを追加要件として、「空白地域」と見做す。 ※入替設置については、設置してから8年以上が経過していること。</p>
	道の駅		急速10kW以上	
	空白地域		急速10-90kW未満	
	給油所	本体:定額 工事費:定額	急速10kW以上	※90kW以上の充電設備については、道の駅と同じ
目的地充電	商業施設等	本体:1/2 工事費:定額	急速10kW以上 普通	
基礎充電	マンション	本体:1/2 工事費:定額	普通	
	事務所・工場	本体:1/2 (2/3) 工事費:定額	普通	※法人の社有車としてCEV補助金対象車を本事業期間内に10台以上をまとめて購入する場合、充電設備の機器購入費の補助率を1/2ではなく、2/3とする。

注:機器購入費の「定額」とは申請者が購入した費用とセンターが承認した本体価格のいずれか低い方で交付決定額を算定することをいう。
 設置工事の「定額」とはセンターが審査し、工事項目ごとに算定した額またはセンターが定める設置工事にかかる補助上限額のいずれか低い方を合算した額と、事業および設置条件により定める補助金交付上限額を比較し、補助金の交付額を算定することをいう。(本資料参考 設置工事費の補助金交付額の算定方法 参照)

I-4. 補助上限額(充電設備本体)

単位: 万円

事業区分	事業	種類	出力	蓄電池有無		
				蓄電池付き	蓄電池無し	
経路充電	高速	急速	90kW以上	600	500	
			50kW以上90kW未満	300	200	
	道の駅 空白地域 給油所	急速	90kW以上	600	500	
			50kW以上90kW未満	260	160	
			30kW以上50kW未満	120		
			10kW以上30kW未満	120		
	目的地充電 基礎充電	商業施設等 マンション 事務所・工場	急速	90kW以上	130	80
				50kW以上90kW未満	130	80
30kW以上50kW未満				60		
10kW以上30kW未満				60		
		普通	6kW以上	30		
			6kW未満	20		
			コンセントスタンド	6		
			コンセント	2		

蓄電池付き充電設備への補助額は、蓄電池容量1kWにつき2万円を蓄電池無しの補助額に加算（但し、上記上限額は超えない）

I-5. 補助上限額(工事費) 1/2

単位:万円

事業区分	事業	種類	駐車場形態	出力	補助金交付上限額
経路充電	高速(特別な仕様に基づく工事)	急速	平置き	90kW以上	3500
				50kW以上90kW未満	2850
	高速(特別な仕様に基づかない工事)	急速		90kW以上	600
				50kW以上90kW未満	280
	道の駅	急速		90kW以上	280
				50kW以上90kW未満	280
				10kW以上50kW未満	216
	空白地域	急速		50kW以上90kW未満	280
				10kW以上50kW未満	216
	給油所	急速		90kW以上	280
				50kW以上90kW未満	280
				10kW以上50kW未満	216

I-5. 補助上限額(工事費) 2/2

単位:万円

事業区分	事業	種類	駐車場形態	出力	補助金交付上限額
目的地充電	商業施設等	急速	平置き	90kW以上	280
				50kW以上90kW未満	280
				10kW以上50kW未満	216
		普通 コンセントスタンド	平置き	90	
			機械式	103	
		コンセント	平置き	55	
機械式	101				
基礎充電	マンション等	普通 コンセントスタンド	平置き	130	
			機械式	131	
		コンセント	平置き	90	
			機械式	129	
	事務所 工場	普通 コンセントスタンド	平置き	45	
			機械式	68	
		コンセント	平置き	29	
			機械式	66	

➤ 設置工事の申請に関する補足

項目	留意点	
工事見積書	<p>設置計画の実現性及び予算面における合理性を採択審査するために充電設備販売会社や工事施工会社からの正式な見積書の提出が公募兼交付申請時に必要です。 ※「材工一式」表記は受付できません。</p>	
工事申告	<p>正式な見積書を用いて工事申告を入力する必要があります。</p>	
<p>申告できる工事費用</p> <p>→手引きP28～40、実施細則 別表1-2</p>	<p>(1)充電設備の設置工事費</p>	<p>充電設備設置工事費、充電設備本体搬入費、電気配線工事費、特別措置に基づく受電工事費(急速充電設備のみ)、高圧受変電設備設置工事費(高速PA・SA等に設置した場合のみ。特別な仕様に基づかない工事にて90kW未満の急速充電設備を設置する場合は除く。)</p>
	<p>(2)案内板設置工事費</p>	<p>案内板の設置、基礎工事にかかる費用</p>
	<p>(3)付帯設備設置工事費</p>	<p>ライン引き工事費、路面表示工事費、屋根・小屋の設置工事費、防護用部材設置工事費、電灯設置工事費</p>
	<p>(4)その他費用</p>	<p>雑材・消耗品・養生費、レイアウト検討費、図面作製費、安全誘導員費、停電回避費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費</p>
<p>補助対象とならない工事・費用について</p>	<p>他用途に利用されるための部材費・労務費(予備ブレーカーや将来用の配管配線等を含む)、既設充電設備や既存物の撤去や移動にかかる費用、一般管理費、現場管理費等、補助対象外となる工事・費用がありますので、手引きP28～37の「補助対象とならない工事(例)」及び手引きP40の例示をご確認ください。</p>	

➤ 交付決定及び交付決定後の手続きに関する補足

区分	留意点
交付決定について	<p><u>採択された申請に対してのみ、交付決定が行われます。</u> (採択日から原則として7営業日以内)採択された申請はセンターのホームページ上で公表します。(オンライン申請システムでも採択結果が確認出来ます)</p>
交付決定通知書について	<p>交付決定が行われると交付決定通知書が発行され、郵送されます。 交付決定通知書に交付決定日が記載されます。</p>
充電設備の発注について	<p><u>充電設備の発注は、交付決定通知書の受領後としてください。</u> なお、<u>新品に限ります。</u> ※「新品」とは、充電設備メーカーが発行する保証書等の保証開始日が交付決定日以降の充電設備をいいます。</p>
工事の開始日について	<p><u>工事の施工開始は、交付決定通知書の受領後としてください。</u> 「工事の開始日」とは、充電設備及び付帯設備の工事施工開始日を意味します。</p>
補助対象経費の支払方法について	<p><u>補助対象経費の支払は、交付決定通知書の受領後としてください。</u> センターがお認めする支払方法は、原則として<u>金融機関による振込</u>となります。 その旨を見積書等へ明記してください。</p>

II-1. 各事業の内容

【経路充電】 高速SA・PA等、道の駅、空白地域、給油所

(手引き P83~114)

内容	電欠防止または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における経路充電のための公共用充電設備設置事業
----	---

対象
・
要件等

- ・道の駅は、国土交通省の道の駅に登録されていること。
または、国土交通省が行う「第55回・56回登録」に向けての申請が完了 又は、完了見込であること。
- ・空白地域とは、原則、公道上、道のり15km以内に、急速の公共用充電設備がないこと。
(高速道路SA・PA等の充電設備は含まない。)
入替設置にあつては、既設の公共用急速充電設備が8年以上経過しており、それが撤去されれば上記と同様の状況となること。また新規に設置する充電設備と入れ替えに当該既設充電設備を撤去する予定であること。
- ・給油所は、揮発油販売業者の給油所として登録されていること。
- ・設置する充電設備が24時間利用可能であること。(地方公共団体の庁舎等は含まない。)

「公共用充電設備」について

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあり、当該入口に「案内板」が視認性を考慮し設置されていること。
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)、物品の購入を条件としていないこと(駐車料金の徴収は可)。
- ③利用者を限定していないこと。

内容	EV・PHVの利便性向上の観点から有効であると考えられる施設における、目的地充電のための公共用充電設備設置事業
対象	<p>施設は、「商業施設」、「宿泊施設」、「観光施設」、「遊戯施設」、「公共施設」であること。</p> <p>商業施設 : ショッピングセンターや百貨店等大型商業施設、専門店等中規模・小規模商業施設等</p> <p>宿泊施設(注) : ホテル、旅館等</p> <p>観光施設 : 動物園、水族館、世界遺産に指定された施設等</p> <p>遊戯施設 : 公園、遊園地、テーマパーク等</p> <p>公共施設 : 地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等</p> <p>(注)旅館業法第2条第1項における「ホテル営業」及び第2項「旅館営業」を指す。</p> <p>※上記施設と提携している時間貸し駐車場は申請を可とする。その場合、提携していることを証する書類が必要。</p>

「公共用充電設備」について

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあり、当該入口に「案内板」が視認性を考慮し設置されていること。
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)、物品の購入を条件としていないこと(駐車料金の徴収は可)。
- ③利用者を限定していないこと。

内容

- ・マンション等に属する駐車場への充電設備設置事業
- ・事務所・工場等に勤務する従業員が利用する駐車場や事業者が所有する社有車駐車場への充電設備設置事業

※「来客専用駐車場」は補助対象外

対象
・
要件等

- ・マンション等の申請では、新築、既設の分譲、賃貸マンション等が対象。
但し、賃貸マンション等の所有者が、自らの駐車場に設置することを目的とする申請は不可。
- ・事務所・工場等への設置申請で、社有車用での申請においては、本事業開始日以降に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車を購入する予定があること。
従業員の通勤車用での申請においては、今後上記車両の購入予定があること。
- ・事務所・工場等への設置で、申請者が個人の場合、申請は不可。
- ・事務所・工場等への設置で、自宅兼事務所に付随している駐車場の場合、申請は不可。

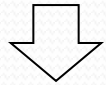
(参考) 設置工事費の補助金交付額の算定方法

別表1-2 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

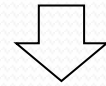
事業の種類		商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)
設置場所の例		経路充電の要件にも合致する施設
対象となる充電設備		急速(90kW以上)
駐車形態		平置き
充電設備設置パターン	新規設置	×
	追加設置	○
	入替設置	○
充電設備の補助率		1/2以内
補助対象となる工事区分及び工事項説明	説明	工事の補助率
(1) 充電設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額	
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費	25
充電設備本体搬入費	イ.本体搬入費 ()は、離島 の場合	3 (8)
② 電気配線工事費		130
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路SA・PA等に設置した場合に限る。ただし、特別な仕様に基づかない工事の90Kw未満は除く	
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	95
(1)小計		258
(2) 案内板設置工事費	原則、1申請あたりの補助上限額	
案内板		12
(3) 付帯設備設置工事費	原則、充電設備1基あたりの補助上限額	
① 充電スペースのライン引き		5
② 路面表示		15
③ 屋根	一つの申請で屋根と小屋を重複して選択はできない。	30
④ 小屋		45
⑤ 充電設備防護用部材		8
⑥ 電灯		5
(3)小計		78
(4) その他設置に係る費用	原則、1申請あたりの補助上限額	
① 雑材・消耗品費、養生費		5
② レイアウト検討・図面作成費	図面作成費	10
	レイアウト検討	10
	電力会社立会・協議費 *3	5
③ 安全誘導員費		15
④ 停電回避費	高速道路SA・PA等(特別な仕様に基づく工事)への設置	
⑤ 充電スペース造成費	経路充電及び基礎充電の内既設分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合	50
⑥ (1)~(3)の工事がかかったその他労務費	現場監督費、世話役等の労務費	17
(4)小計		112
補助金交付上限額		*5 280

(ア) 工事項目ごとの申告額をセンターが審査し補助額を算定

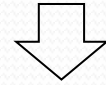
(イ) 工事項目ごとの補助上限額



アとイを比較し、低い方の額を合算 (A)



(ウ) 補助金交付上限額



(A)とウを比較し、低い方を補助金交付額とする

◆お問い合わせ先

充電インフラ部 コールセンター

電話:03-3548-9100

(受付時間:平日のみ 9:00~12:00/13:00~17:00)